

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

令和2年10月1日

改正 令和5年1月1日

改正 令和7年3月13日

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを以下のとおりとする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアル(令和6年12月13日国不建技第123号)(以下「マニュアル」という。)による。

第2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

マニュアルによる技術者の専任配置の特例は次のとおりである。

- ①専任特例1号
- ②専任特例2号(監理技術者のみ適用)
- ③工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(主任技術者のみ適用)
- ④複数の工事を同一工事とみなせる場合

ただし、専任特例2号において、下記の要件のいずれかに該当する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。

ア 技術的難易度が高い工事であるとき(トンネル、長大橋、美術館など)

イ 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき

ウ 発注機関の長が特に兼務できないものと認めるとき

なお、④は兼務にはあたらないため、①～③の特例を併用できる。

第3 技術者の専任配置の特例に関する手続等

1 技術者兼務届の提出が必要な場合

市発注工事の技術者が専任配置の特例を適用する場合は、技術者兼務届(様式1)に技術者の兼務に関する誓約事項(様式2)を添えて提出するものとする。

2 技術者兼務届の提出時期

新たに契約する工事の契約締結までに、専任配置の特例を適用する各工事の発注者に提出する。

なお、市以外の発注機関の工事が含まれる場合は、当該発注機関の指示に従うものとする。

3 技術者の兼務に関する誓約事項の確認

監督員は、技術者の兼務に関する誓約事項の確認表(様式3)により(様式2)の誓約事項が要件に適合しているか確認する。

確認時期は、工事現場における施工体制の把握要領(令和6年9月24日付け6建政技第171号)による監理技術者(主任技術者)の専任制の確認時(施工プロセスチェック実施時)とする。

要件に適合していないと認められた場合は、速やかに改善を指示する。

第4 入札手続きにおける取扱いについて

兼務を認めない工事を発注する場合は、要件調書又は請負人等選定調書に次の例を参考にその旨を記載し、入札公告において明示するものとする。

(記載例)建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)に該当する監理技術者の配置は認めない。

第5 適用時期 令和7年4月1日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

(参考) 監理技術者制度運用マニュアル(令和6年12月13日国不建技第123号)
専任特例の概要

①専任特例1号

- 1 各建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式:2億円未満)である。
- 2 工事現場間の移動時間が片道2時間以内である。(移動時間を以下に記載)
- 3 下請次数が3を超えない。
- 4 現場連絡員を各現場に配置する。
- 5 土木一式工事又は建築一式工事の現場連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有している。
- 6 現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。
- 7 人員の配置計画書を作成し、工事現場毎に備え置く。
- 8 当該現場以外の場所から当該現場の状況を確認するための情報通信機器を設置し、通信可能な環境を確保する。
- 9 兼務する工事現場数は本工事を含め同時に2件までである。

②専任特例2号(監理技術者のみ適用)

- 1 兼務する工事現場数は本工事を含め同時に2件までである。
 - 2 特例監理技術者は、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する。
 - 3 兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で設置する。
 - 4 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者又は一級施工管理技士等の国家資格者、監理技術者の資格を有する者である。
 - 5 監理技術者補佐とは直接的かつ恒常的な雇用関係がある。
 - 6 特例監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制である。
 - 7 監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明する。
- ※専任特例2号は、技術的難易度が高い工事等は兼務を認めない場合がある。

③工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事 (主任技術者のみ適用)

- 1 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、相互の間隔が10km程度である。
- 2 兼務する工事現場数は本工事を含め同時に2件までである。

④複数の工事を同一工事としてみなせる場合

(一の工事現場扱いとなり、兼務ではないため①～③の特例を併用することは可能)

- 1 複数の工事を同一工事として取り扱うことについて、全ての注文者から書面による承諾を得ている。